

労使トラブル解決シリーズ

[労働時間編] ホームヘルパーの移動時間は労働時間か？

事例

当社は訪問介護事業を行っております。当社には、約 30 名のホームヘルパーが在職しており、そのほとんどが時間給者ですが、先日、あるホームヘルパーから「利用者宅間の移動時間は労働時間ではないか、だとしたら、時給計算の対象とならない(賃金が支払われない)のは法違反ではないか」という申し出がありました。これまで当社では、利用者宅で業務に就いた時間のみを労働時間とし賃金を支払っており、移動中は休憩時間扱いとしていました。このような取扱いは違法なものなのでしょうか？

Answer

介護サービスの利用者宅間の移動を使用者が命じ、当該時間の自由利用が労働者に保証されていないと認められる場合、そして、その移動に要する時間が通常の移動に要する時間程度である場合には、労働時間に該当します（H16.8.27 老振発 0827001）。
よって、事業所や集合場所から利用者宅への移動時間や利用者宅から次の利用者宅への移動時間であっても、その時間に対する賃金は支払わなければなりません。

訪問介護労働者の法定労働条件の確保に関する通達

平成 16 年 8 月 27 日付において、厚生労働省より「訪問介護労働者の法定労働条件の確保」に関する次のような通達が出されています。

「訪問介護事業においては、非定形的パートタイムヘルパー等が訪問介護の業務に直接従事する時間以外の時間を労働時間としていないものが認められるところであるが、訪問介護労働者の移動時間や業務報告書等の作成時間などについては、労働時間に該当する場合には、適正にこれを把握する必要がある」

移動時間とは、事業所、集合場所、利用者宅の相互間を移動する時間をいい、この移動時間については、使用者が業務に従事するために必要な移動を命じ、当該時間の自由利用が労働者に保証されていないと認められる場合には、労働時間に該当するものとなります。

具体的には、使用者の指揮監督の実態により判断するものであり、例えば、訪問看護の業務に従事するため、事業場から利用者宅への移動に要した時間や一つの利用者宅から次の利用者宅への移動時間であって、その時間が通常の移動に要する時間程度である場合には、労働時間に該当するものとされています。